

114 スマート通帳サービス規定

(関係規定の適用・準用)

「114 スマート通帳(以下、「本サービス」といいます。)」については、定期預金等規定集(普通預金規定、普通預金規定(照合表口)等を含みます)、貯蓄預金規定(照合表口)、外貨普通預金規定(照合表口)、キャッシュカード規定、114 ダイレクト利用規定及び114 バンキングアプリ基本利用規定(以下、「関連規定」といいます。)により取り扱います。

なお、関連規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

1. 114 スマート通帳とは

(1) 本サービスは通帳・照合表の発行に代えて「114 バンキングアプリ」「114 通帳アプリ」(以下、「スマートフォン専用アプリ」という)または「114 ダイレクト」により普通預金、貯蓄預金および外貨普通預金の入出金明細を、定期預金については預金明細を確認いただくサービスをいいます。なお、「スマートフォン専用アプリ」では、アプリに応じて入出金明細、預金明細が参照できる預金口座は以下のとおりです。

114 バンキングアプリ：普通預金、定期預金、自動つみたて定期預金、外貨普通預金

114 通帳アプリ：普通預金、貯蓄預金

(2) 本サービスが附帯する預金口座においては、定期預金口座、自動つみたて定期預金および外貨普通預金口座を除き、必ずキャッシュカードを発行してください。

(3) 本サービスが附帯する定期預金口座および外貨普通預金口座は、原則として「114 バンキングアプリ」または「114 ダイレクト」により取引してください。

(4) 本サービスにて提供できる内容、前提となる利用条件は当行ホームページ等にて掲示しますので、内容をご確認ください。

2. 入出金明細等の確認／キャッシュカード規定との関連

(1) 本サービスにおける「入出金明細照会」の照会期間は、当行所定の期間といたします。なお、定期預金口座は「入出金明細照会」に代えて照会時点におけるお預入れの定期預金明細を照会できるものとします。

(2) 本サービスにおいては、キャッシュカード規定にかかわらず、「現金自動預入払出兼用機による振替入金」の入金口座としてはご利用いただけません。

3. 通帳・照合表の発行形態の変更

(1) お客さまは、当行所定の方法により普通預金および貯蓄預金に本サービスを附帯させることができます。ただし、お客さまが次のいずれかに該当する場合は、お申込みいただくことができません。

①本サービスを附帯させる預金についてキャッ

シュカードを発行していない場合。

②その他当行所定のサービスをご利用の場合。

(2) 普通預金および貯蓄預金に本サービスを附帯させる場合、通帳、「普通預金(照合表口)取引明細帳」または「貯蓄預金(照合表口)取引明細帳」は本サービスに変更した時点でご使用いただけなくなりますので、当行にご提示ください。

(3) 本サービスは、いつでも本サービスを解約して、通帳または照合表を発行する方式に変更いただけるものとします。この場合、当行所定の変更手数料をいただきます。なお、「114 バンキングアプリ」で開設した通帳不発行の定期預金口座を通帳を発行する方式に変更する場合は、定期預金口座にお預入れしている明細が必要です。また、いったん通帳を発行した場合は、再度、通帳不発行への変更はできません。

4. 現金および証券類の受入れ

(1) 本サービスが附帯する預金口座には、現金のほか、手形または小切手等を店頭で受入れます。この場合、当行所定の書類に記入して、この預金口座のキャッシュカードとともに提出してください。キャッシュカードの提出がない場合、当行所定の振込手数料をいただく場合があります。

5. 預金の払戻し

(1) 本サービスが附帯する預金を店頭で払戻しするときは、当行所定の払戻請求書に署名して、この預金口座のキャッシュカードとともに提出してください。暗証番号は当行店頭に備え付けの機器へお客さまご自身で入力してください。なお、定期預金、外貨普通預金からの払戻しは所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。

(2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

6. 預金の解約

(1) 本サービスが附帯する預金口座を解約するときは、当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印して提出してください。また、解約する預金口座でキャッシュカードを交付している場合は、あわせてキャッシュカードを提出してください。

(2) 前項の解約の手続に加え、解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

以上